

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様

富山マラソン実行委員会事務局長



申入書への回答について

令和元年12月18日付けCSNI第19-72号でいただいた申入書について、内容を検討させていただき、次回大会から申込規約を下記のとおり改定します。

記

●申込規約第1条について

現行	1. 天候事案、自然災害その他事案等による中止の場合、参加料・手数料の返金は一切行いません。
改定案	1. 天候事案、自然災害その他主催者の責によらない事案による中止の場合、参加料・手数料については、中止までに要した経費等を差し引いた上で返金の有無及び金額を決定します。

●申込規約第3条について

現行	3. 主催者は疾病や紛失、その他の事故に際し、応急処置を除いて一切の責任を負いません。
改定案	3. 主催者は疾病や紛失、その他の事故に際し、応急処置に限り対応します。

●申込規約第4条について

現行	4. 大会開催中の事故、傷病への補償は主催者が加入した保険の範囲内となります。
改定案	4. 大会開催中の事故、傷病への補償は、主催者に故意又は重大な過失がある場合を除き、主催者が加入した保険の範囲内となります。

●申込規約第7条について

現行	7. 過剰入金・重複入金の返金はいたしません。
改定案	(削除)

以上